

# 被災者生活再建金の支給対象が拡大されました



～損害割合※が30%台の方も支給対象となります～

※住宅の主要な構成要素の経済的被害の、住家全体に占める割合

## 被災者生活再建支援制度の内容

新たに「中規模半壊」が支給対象となりました

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(注意) 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。

## 中規模半壊の判断基準

- 自治体の担当者から「中規模半壊」の連絡があった場合  
(被害認定調査の際に、住宅内部への立ち入りがあり、部位による判定において損害割合が30%以上40%未満だった場合)
- 浸水深判定を行った場合(住宅内部への立ち入りがなかった場合)で、以下の条件を満たす場合

### 1階の過半の内壁及び建具が再使用不可能※な場合

※内壁については内部の状況が把握できない場合もあることから、以下の目安を参考に「再使用不可能な程度」を判断してください。

- ✓ 内壁面へ汚泥の付着など相当の汚損が見られ、内壁内部まで吸水している場合
- ✓ 内壁面に、浸水痕とは別に、吸水等によるシミ・汚損・カビ等が見られる場合

## お手続きの流れ

※ 住宅の建設、購入、補修又は賃借を行う場合  
(既に行っている場合を含む)

(浸水深判定で)自治体から  
「半壊」と説明があった方

自治体から  
「中規模半壊」と説明があった方

上記②の条件に  
当てはまると思われる場合

市町村へ被災者生活再建支援金の申請

市町村へ被災者生活再建支援金の申請

上記②の条件を  
満たすと認められた場合

被災者生活再建支援金の受取